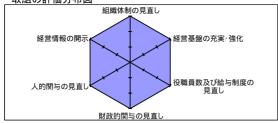
# 出資法人及び県所管課による評価(1次評価)

取組の評価分布図



#### 個別取組項目の評価総括表

IESS ME ME THIS IS NOT THE	
取組み項目	取組の目標達成の評価
組織体制の見直し	十分達成している
経営基盤の充実・強化	十分達成している
役職員数及び給与制度の見直し	十分達成している
財政的関与の見直し	十分達成している
人的関与の見直し	十分達成している
経営情報の開示	十分達成している

#### 1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

## (1)組織体制の見直し

【評価: 十分達成している

平成18年度から本部機構を見直し、企画部門の充実を図った。また、平成18年10月より窓口業務の合理化と効率化を図るため、宇摩支所を新居浜支所に 統合し、平成19年4月からは保証、管理課の二課制とし、権限の一部委譲により、事務の迅速化を図った。

【19年度2次評価に対する対応】

# (2)経営基盤の充実・強化

【評価: 十分達成している

平成19年度決算においては、前期より利益が1億4千8百万円下回ったものの、最終的には3億3千7百万円の利益を計上しており、基本財産造成中であり 経営基盤の確保が図られている。

【19年度2次評価に対する対応】 (2次評価:今後とも、金融機関をはじめ関係機関との連携を強化し、計画の着実な実施に努め、協会独自の商品を活用するなど、地域経済の発展のためにも、一層の顧客サービスの充実を図っていく取組みを継続していただきたい。) 金融機関・中小企業団体等との連携を強化するほか、より顔の見える協会をめざし広報活動を行うとともに、保証利用の裾野拡大を図るため「小口連携保証 制度」「小口零細企業保証制度」等を推進し、経営支援のために「経営支援システム」を活用した適切な経営アドバイスを行うこと等による利便性の向上にも 取り組むこととしている。また、「セーフティーネット保証」、「資金繰り円滑化借換保証」及び「流動資産担保融資保証」など国の政策保証や地方公共団体 の融資制度に係る保証も積極的に推進することとしている。

# (3)役職員数及び給与制度の見直し

【評価: 十分達成している

事務の合理化等を進めた結果、計画より採用人員を抑制することが出来た。

## 【19年度2次評価に対する対応】

#### 県の関与の適正化に向けた取組 2

## (1)財政的関与の見直し

【評価: 十分達成している

出捐金については、17年度から国補助金が信用保証協会への直接補助となったことに伴い、見直しを行っている。保証料補助金については、県融資制度保 証料率の低減措置に伴う信用保証協会への減収補填であり、県制度融資利用企業の負担軽減を図るものであるため、20年度も引き続き実施する。また、損失 補償金についても県制度の創業関係資金「新事業創出支援資金」における代位弁済による信用保証協会の損失補填であり、当該資金の円滑な貸付を推進するた አታ 20年度も引き続き実施する

【19年度2次評価に対する対応】

# (2)人的関与の見直し

【評価: 十分達成している

現在、役員24名のうち、県関係者(OB)が理事2名(会長、専務理事)となっているが、信用保証協会に対する主務大臣の権限の一部が知事に委任されてお り、日常監督は知事が行っていることから、県の関与は必要であるが、人的関与は最小限とすることとし、県関係者は20年度においても現状の2名にとどめ る。また主務省の監督指針では、常勤役員については県関係者からの選任者を半数以内にとどめるものとされていることから、平成18年9月にプロパー理事 1名を登用し、常勤役員は県関係者(OB)2名とプロパー2名体制となっている。

# 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

【評価: 十分達成している

20年度経営計画を協会のホームページ及び機関誌「保証月報」にて開示済みである。

# 【19年度2次評価に対する対応】

(2次評価:経営情報等の開示については、決算書の開示など、今後とも、より積極的な取組みが望まれる。) 平成20年6月に、ディスクロッシャーの批選のエルとして協会のホームページをリニューアルし、これに合わせて決算書(平成18年度、平成19年度の2 | 期分 | を掲載・公表し、協会経営の透明性や説明責任を果たしている。

|組織体制は18年4月から本部機構の見直しを行い企画部門の充実を図るとともに、18年10月から窓口業務の合理化と効率化を図るため、宇摩支所を新居浜支所

に統合し、19年4月からは、保証、管理課の二課制として、権限の一部委譲により、事務の迅速化を図ってる。 経営基盤は19年度決算においても利益を計上(3億3千7百万円)しており、経営基盤の確保が図られており、19年7月からは独自商品の「小口連携保証」につ いて、新たに商工会を連携先として保証取扱を始めるとともに、新規開拓の目標を設置するなど利用度の向上に取り組むこととしている。 役職員数及び給与制度の見直しは事務の合理化等を進めた結果、計画よりも採用人員を抑制できている。 1.17

県関与の適正化に向けた取組みについては財政的関与、人的関与ともに計画どおりとなっている。 経営情報等の積極的な開示については、20年6月から協会のホームページをリニューアルし、それまで公表していた経営計画に加え決算書についても公表して いるとともに、外部評価委員会を設置して前年度経営計画の評価を受け、その内容を公表しており、全般的に計画どおり改革が実施できている。